

兵庫県公報

平成26年 5月13日 火曜日 第 2593 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目 次

告 示	ページ
救急病院の認定（医務課）.....	1
平成26年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）.....	2
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）.....	3
土地改良区の定款の変更認可（同）.....	4
第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）.....	4
同 上（同）.....	5
同 上（同）.....	6
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）.....	7
公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）.....	8
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）.....	9
同 上（同）.....	9
公 告	
軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）.....	9
県有地の一般競争入札による売払い（管財課）.....	9
立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）.....	11
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）.....	11
大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）.....	13
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）.....	13
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）.....	14
同 上（同）.....	14
同 上（同）.....	14
同 上（同）.....	15
入札公告（管理課）.....	15
県議会事務局公告	
兵庫県議会情報公開条例の運用状況.....	18
但馬海区漁業調整委員会公告	
漁業法に基づく指示.....	18
教育委員会公告	
入札公告（兵庫県立姫路工業高等学校）.....	18

告 示

兵庫県告示第415号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 名 称 | 医療法人薫風会 佐野病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市垂水区清水が丘2丁目5番1号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成26年 1月29日 |
| | 認定の有効期限 | 平成29年 1月28日 |
| 2 | 名 称 | 加古川東市民病院 |
| | 所 在 地 | 加古川市平岡町一色797番地の295 |

- 認定年月日 平成26年4月1日
- 認定の有効期限 平成29年3月31日
- 3 名称 加古川西市民病院
- 所在地 加古川市米田町平津384番地の1
- 認定年月日 平成26年4月1日
- 認定の有効期限 平成29年3月31日
- 4 名称 塩津外科胃腸科
- 所在地 加古川市平岡町土山字東山1番地の20
- 認定年月日 平成26年3月1日
- 認定の有効期限 平成29年2月28日



兵庫県告示第416号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成26年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年5月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時
平成26年8月27日(水)午前10時から
- 2 試験場所
神戸市東灘区御影中町8 4 14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
- 3 試験科目
 - 【筆記試験】
 - (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識
 - (3) 洗濯物の処理に関する知識
 - 【技能試験】
 - (4) 繊維の鑑別
 - (5) 薬品の鑑別
 - (6) ワイシャツのアイロン仕上げ
- 4 受験資格
学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等(神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。)において配布する。
 - イ 写真1枚
出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記入したもの。
 - ウ 履歴書
 - エ 受験資格を証する書類
卒業(修了)証明書の原本、卒業(修了)証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。
 - オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書(外国人にあっては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類)を提示すること。
 - (2) 提出期間
平成26年7月14日(月)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に原則持参すること。ただし、県外居住者は、郵送により提

出すことができる。

なお、県外居住者が郵送する場合は簡易書留とし、平成26年7月22日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者
住所地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚（しめしこみを済ませておくこと。）
【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時
平成26年9月29日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市木津土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 井 誠 吾	神戸市西区押部谷町木津703番地の2
同	上 田 弘	同 市同区押部谷町木津930番地
同	中 村 弘 之	同 市同区押部谷町木津537番地
同	小 原 広 正	同 市同区押部谷町木津417番地
同	大 野 光	同 市同区押部谷町木津5番地の3
同	森 田 隆	同 市同区押部谷町木津92番地
監 事	田 中 幸 男	同 市同区押部谷町木津927番地
同	中 嶋 元 秀	同 市同区押部谷町木津540番地
同	中 村 勝 俊	同 市同区押部谷町木津521番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 村 弘 之	神戸市西区押部谷町木津537番地
同	大 野 光	同 市同区押部谷町木津5番地の3
同	中 嶋 元 秀	同 市同区押部谷町木津540番地
同	小 原 恭 則	同 市同区押部谷町木津423番地
同	竹 中 直 弥	同 市同区押部谷町木津859番地の1

監 事 中 村 勝 俊 同 市同区押部谷町木津521番地
 同 小 原 広 正 同 市同区押部谷町木津417番地



兵庫県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市木津土地改良区	平成26年 4月21日
印南土地改良区	平成26年 4月21日



兵庫県告示第419号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年 4月18日に次のとおり認可した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
 名 称 揖保川漁業協同組合
 所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号
 内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容

第1条を次のように改める。

この規則は揖保川漁業協同組合が免許を受けた内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、いわな、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もくずがに、すじえび、ぬまえび、てながえび、よしのぼり、すっぽんを云う。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条第1項を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、わかさぎ、すじえび、ぬまえび、てながえび、すっぽん、よしのぼり	1月1日から12月31日まで
渓流魚 あまご、にじます、いわな	3月1日から9月30日まで
もくずがに	餌付けかご 10月1日から3月31日まで ただし、第3条第3項に定める区域においては、11月1日から3月31日まで

第7条第1項を次のように改める。

第2条第1項に掲げる漁具漁法を用いてする遊漁であって前条の特定漁場以外の区域における遊漁料は次

表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の児童は無料、肢体不自由者並びに女性については次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第7条第2項のただし書きに規定する方法により納付するときは入漁料(日券)の2分の1を加算した額とする。

また、魚種あゆ、渓流魚(あまご、にじます、いわな)の両年券を同年に購入した者は、両年券購入合計額の1割引とする。

(1)

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	備 考
あ ゆ	とも釣	1日3,400円 1年13,400円	
渓流魚 (あまご、にじます、いわな)	手釣・竿釣 (ルアー、フライを含む。)	1日2,600円 1年7,200円	
八工類 (こい、ふな、うぐい、おいかわ、よしのぼり、すっぽん、わかさぎ、てながえび)	竿釣 (よしのぼりはかご漁)	1日700円 1年2,500円	すっぽん漁は竿釣りに限る。
うなぎ	竿釣・手釣	1年2,000円	
もくずがに	餌付かご	1漁期 1籠1,200円	1人5籠まで
すじえび、ぬまえび、てながえび	たも網漁	1日3,000円	

(2) ダムにおける遊漁は次表のとおりにする。

魚 種	区 域	漁 具	遊漁料
鮎を除く魚種	引原ダム 安富ダム 草木ダム	竿釣 (ルアー、フライを含む。)	年券 5,000円 日券 2,000円

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第420号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年4月18日に次のとおり認可した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 千種川漁業協同組合
所在地 赤穂郡上郡町岩木甲54 1

2 漁業権番号

内共第8号

3 認可に係る変更の内容

第5条を次のように改める。

前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
千種町西河内地内大橋(旧)上側から下流約1,000mの地点にある標識(右、左岸)を結ぶ線の区域	1月1日から12月31日まで

木津井堰から潮止井堰までの区域	10月1日から10月31日まで
安室ダム 安室ダムサイトから上流の網場地点（ダム軸より上流約100m）及び下流の減勢工末端地点（ダム軸より下流約75m）までの区域	1月1日から12月31日まで
長谷ダム 長谷ダムサイトから上流の網場地点（ダム軸より上流約60m）及び下流の減勢工末端地点（ダム軸より下流約41m）までの区域	1月1日から12月31日まで

別表1は削除する。

第8条第4項の別表2を次のように改める。

遊漁券販売所

支 部	氏 名	名 称	住 所	電 話
赤穂支部	坂元 一夫	坂元鍬金塗装	赤穂市細野町303 2	0791(43)9010
上郡支部	藤井 啓子	藤井釣具	赤穂郡上郡町栄町1680 9	0791(52)2460
	宮脇 力	三木屋	同 郡同 町上郡112 5	0791(52)0353
上月支部	湯浅 かつ子	湯浅商店	佐用郡佐用町上月579 2	0790(86)0415
佐用支部	千種 二裕	千種商店	同 郡同 町佐用3018 6	0790(82)2305
	榎本 誠一	佐用ホンダ	同 郡同 町横坂 8	0790(82)2251
中安支部	三木 利行	三木商店	同 郡同 町中島1032	0790(78)0828
徳久支部	船引 一夫	民宿 若鮎荘	同 郡同 町下徳久1034	0790(78)0048
三河支部	阿曾 秀和		同 郡同 町西下野966	0790(77)0319
	美崎 義則		同 郡同 町中三河131	0790(77)0816
	井上 博行	喫茶天狗	同 郡同 町河崎628	0790(77)0114
千種支部	春名 景之	喫茶七野	宍粟市千種町七野26	0790(76)3362
	千種観光	道の駅ちくさ	同 郡同 町下河野745 5	0790(76)3636
	林 秋津	三室溪流荘	同 郡同 町河内821 1	0790(76)2082

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第421号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年4月18日に次のとおり認可した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
名 称 岸田川漁業協同組合
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143 10
- 2 漁業権番号
内共第13号
- 3 認可に係る変更の内容
第4条を次のように改める。
次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から9月30日まで
いわな、やまめ、さくらます	3月1日から9月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

第8条第2項を次のように改める。

遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣による遊魚の場合には、当該漁業をする場所において漁業監視員に納付することができる。

美方郡新温泉町浜坂2143	10	新温泉町商工会内	岸田川漁業協同組合事務所
同 郡同 町浜坂525			川夏釣具店
同 郡同 町浜坂2337			高山カメラ店
同 郡同 町二日市751	1		山川商店
同 郡同 町三谷224			海鮮魚市(有)山米
同 郡同 町井土840	1		ファミリーマート マツモト湯村店
同 郡同 町井土1400	1		ブルースカイ
同 郡同 町七釜48			ローソン 新温泉七釜店
同 郡同 町千谷243	1		八田コミュニティセンター
同 郡同 町戸田250			井上 幸子
同 郡同 町細田10	1		湯の町石油(有)
同 郡同 町湯99			福島理髪店
同 郡同 町石橋757	1		上山高原ふるさと館
豊岡市船田1301			(有)松田釣具店
同 市船町333	1		フィッシュオン 豊岡店
朝来市和田山町東谷331			日下部釣具店
宍粟市山崎町山田179	2		高井釣具店
同 市一宮町安積1333	9		小国釣具
鳥取市川端 2	225		茶谷釣具店
同 市湖山町北 1	557		(株)真山釣具
同 市千代水 1	142		ポイント 鳥取店
同 市千代水 3	119		かめや釣具 鳥取店

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日

認可の日から施行する。



兵庫県告示第422号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 近 藤 和 之

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	製品：5 kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分 9時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10.4	10.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	115以下	115
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	80以下	80
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	128以下	128
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	11以下	11
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	0.045	0.045	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 5月13日から同年 6月 3日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第423号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(数値地形図データ修正 地図情報レベル2500)
- 2 作業期間
平成25年 7月11日から平成26年 3月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区淡河町ほか



兵庫県告示第424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊和川 (228020151)	宍粟市一宮町伊和（別図1のとおり）	土石流
安黒川 (228020152)	宍粟市一宮町安黒（別図2のとおり）	土石流

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
幸世川(1) (224020131)	丹波市氷上町棧敷（別図1のとおり）	土石流
幸世川(2) (224020132)	丹波市氷上町棧敷（別図2のとおり）	土石流

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民センター	紛失年月日
船舶	A2282	平成26年 5月16日	神戸市	神戸県民センター	平成24年 5月17日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	佐用郡佐用町佐用字中町3005番 8	287.90	宅 地
2	佐用郡佐用町長尾字四反田792番 1	1,055.96	雑種地
3	丹波市柏原町北中字西ノ下534番 2 ほか	590.70	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成26年5月13日（火）から同月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号1及び2

ア 場所

佐用郡佐用町佐用260

兵庫県立佐用高等学校会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成26年 6月 2日（月）午後 1時30分から

(2) 物件番号 3

ア 場所

丹波市柏原町柏原688

兵庫県柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成26年 5月29日（木）午後 2時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

電話（078）341 - 7711 内線2550・2551



立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	H22011	平成22年 5月10日	平成26年 3月31日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ香寺店
所在地 姫路市香寺町犬飼字宮後472 1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
神崎郡香寺町犬飼472 1
 - イ 変更後
姫路市香寺町犬飼字宮後472 1
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目4番地
代表者の氏名 福 原 英 典
 - イ 変更後
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目4番地
代表者の氏名 福 原 英 典
 - イ 変更後
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
平成18年3月27日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日
平成26年4月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成26年5月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年9月16日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ香寺店
所在地 姫路市香寺町犬飼字宮後472 1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,026平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
998.99平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成26年 4月15日
- 5 届出年月日
平成26年 4月14日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ジョーシン新福崎店
所在地 神崎郡福崎町南田原2903番 1 ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により福崎町から聴取した意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便性確保についての配慮
店舗敷地東側が面する道路（町道旧中道線）は田原小学校児童の通学路となっているため、店舗東側出入口（搬出入等車両出入口）にミラーの設置や一旦停止の標識等により、道路を通行する歩行者や車両の安全性の・利便性の確保に努められたい。
 - (2) 交通安全についての配慮
店舗西側の道路（町道中島井ノ口線）だけでなく、北側・東側の道路も含めて店舗新設に伴い交通量が増加する可能性があり、交通の流れも車両だけでなく歩行者等も含めて変化すると考えられるので、交通事故の防止に努められたい。特に、新設オープン当初は店舗周辺道路の交差点を含めて交通整理員の配置を行う等、適切な交通安全対策を施されたい。
 - (3) 街並みづくりについての配慮
店舗北側道路付近について、防犯灯の設置を検討してほしい旨の意見が、地元説明会で出ている。店舗周辺は民家や農地があることを十分踏まえ、防犯灯設置を行うか否か総合的に判断されたい。
 - (4) まちづくりへの配慮
福崎町は地産地消のまちづくりを推進している。地元の個人商店等と連携しながらまちの活性化に努めていただくため、地元商工業者等により商工会法に基づき設置されている福崎町商工会と協議し、同会員となった上で店舗立地されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年 5月13日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中島1丁目353番1の一部、354番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市西神吉町宮前821番地の101
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1
有限会社大成住建 代表取締役 段 畑 幸 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年11月12日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-25号(25高砂)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市赤坂二丁目11番、12番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市神岡町東鯨崎546番地の1
有限会社太成 代表取締役 河 崎 和 浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 1月15日
兵庫県指令西播(光土)(建)第1-35号(25相生)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市板屋町334番、335番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市東神吉町神吉883番地の2
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 1月31日
兵庫県指令西播(光土)(建)第1-33-2号(25赤穂)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町高岡字東山上1956番34、1956番39、1956番40の各一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町南田原3116番地の1
福崎町長 嶋 田 正 義
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 1月27日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1 - 7号(25福崎)

~~~~~

## 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 5月13日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
教員用コンピューター式(賃貸借)
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間  
平成26年 8月1日(金)から平成32年 7月31日(金)まで(6年間)
  - (4) 納入場所  
東灘高等学校ほか計127箇所(詳細は別途指定する場所とする。)
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
  - (1) 書面による入札  
ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話(078)341-7711 内線4935 F A X (078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年5月13日(火)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年6月23日(月)午後3時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年6月20日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年5月13日(火)午前9時から同月27日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成26年6月16日(月)午後5時から同月23日(月)午後3時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年5月14日(水)から6月6日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年5月14日(水)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、5月27日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(1) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年6月16日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年6月20日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。



## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年7月8日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of personal computers for teachers

(3) Lease period: August 1, 2014 - July 31, 2020

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Higashinada senior High School (50 Fukaehamacho Higashinada-ku Kobe Hyogo Prefecture) and 126 other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 27, 2014

(6) Deadline for tender:

15:30 June 23, 2014 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 June 20, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 extension 4935

県 議 会 事 務 局 公 告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況  
 兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成25年度における運用状況を次のとおり公表する。  
 平成26年 5月13日

兵庫県議会議長 石 堂 則 本

1 公文書公開及び異議申立ての状況

(単位：件)

| 区 分 | 公 文 書 の 公 開 |         |      |     |     | 異 議<br>申 立 て<br>件 数 |
|-----|-------------|---------|------|-----|-----|---------------------|
|     | 請求件数        | 処 理 状 況 |      |     |     |                     |
|     |             | 公 開     | 部分公開 | 非公開 | その他 |                     |
| 件 数 | 312         | 35      | 277  | 0   | 0   | 0                   |

2 情報提供の状況  
 提供件数 116件

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示  
 漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。  
 平成26年 5月13日

但馬海区漁業調整委員会  
 会長 吉 岡 修 一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第65号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成26年 6月 1日から同 6月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成26年 5月13日から同年 6月30日まで

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成26年 5月13日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 雨 河 祐 二

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

拠点工業高校ものづくり技術技能習得事業導入機器 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成26年10月24日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立姫路工業高等学校

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒670-0871 姫路市伊伝居600番地の1

兵庫県立姫路工業高等学校 担当 齋藤

電話（079）284-0111

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年5月15日（木）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成26年6月2日（月）午前11時 兵庫県立姫路工業高等学校

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年5月30日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年5月15日（木）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 機器内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。

エ 協議結果 平成26年5月28日（水）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の

入札保証金を平成26年 5月29日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年 6月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yuji Amekawa, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Machine 1 set

(3) Delivery period: October 24, 2014

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 22, 2014

(6) Deadline for tender:

11:00 June 2, 2014 by direct delivery;

17:00 May 30, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Saitoh, Himeji Technical High School, Administrative Office

600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871

TEL (079)284-0111